

投資主各位

証券コード 8975
平成26年8月15日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

いちご不動産投資法人

執行役員 高塚義弘

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第8回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成26年9月5日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなさない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約第15条抜粋)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. (記載省略)

敬具

記

1. 日 時：平成26年9月6日（土曜日）午前10時

2. 場 所：東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラI

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

第1号議案：規約一部変更の件

第2号議案：執行役員1名選任の件

第3号議案：監督役員2名選任の件

第4号議案：補欠執行役員1名選任の件

第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるいちご不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合には、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.ichigo-reit.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立したこと、及びこれにより、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）が改正されたことに伴い、以下の変更を行うものです。
- ① 投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものです。（変更案第8条第2項関係）
- ② 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成28年7月1日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年毎の7月1日及び同日以後遅滞なく招集する旨、並びに必要があるときは隨時投資主総会を招集する旨の規定を新設するものです。（変更案第9条第3項及び第4項関係）
- ③ 変更案第9条第3項の規定に従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該日の公告を要しない旨の規定を新設するものです。
(変更案第9条第5項ただし書き関係)
- ④ 本投資法人の役員の任期を、投資主総会の決議によって、法令の定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとするものです。（現行規約第19条第3項関係）
- ⑤ 上記の新設及び変更する条項のうち、関連する投信法の改正の施行日以降に有効となるもの（第8条第2項の新設及び第9条の変更）については、当該施行日に効力が生じる旨の附則を新設するものです。（変更案第41条関係）
- ⑥ 資産を主として投信法施行規則に定める不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする旨を定めるとともに、資産運用の対象とする資産の種類に不動産等資産を記載するものです。（現行規約第29条・第31条第2項関係）

- (2) 本投資法人の投資方針を、運用状況の実態にあわせ、事務所のほか、居住施設、商業施設又はホテルを主たる用途とする不動産等を主な投資対象とする旨、記載の変更を行うものです。（現行規約第30条第1項関係）
- (3) 平成25年1月4日付にて、社団法人投資信託協会が一般社団法人投資信託協会に移行したことに伴い、必要な字句の修正を行うものです。（現行規約第34条第1項第10号関係）
- (4) 上記の他、条数の整備、表現の変更及び明確化、並びに字句の修正を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2章 投資口</p> <p>第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、投資主の権利の行使その他の手続及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定めるところによる。</p>	<p>第2章 投資口</p> <p>第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、投資主の権利の行使その他の手續及びその手数料については、法令又は本規約に定めるものを除き、役員会の定める投資口取扱規則による。</p>
<p>第8条（投資主の請求による投資口の払戻し） 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。 (新設)</p>	<p>第8条（投資主の請求による投資口の払戻し及び合意による自己の投資口の取得） 1.（現行のとおり） 2. 本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第3章 投資主総会</p> <p>第9条 (招集)</p> <p>1. ~ 2. (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面をもって通知を発する。</p>	<p>第3章 投資主総会</p> <p>第9条 (招集)</p> <p>1. ~ 2. (現行のとおり)</p> <p>3. <u>投資主総会は、平成28年7月1日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年毎の7月1日及び同日以後遅滞なく招集する。</u></p> <p>4. <u>前項のほか、必要があるときは隨時投資主総会を招集することができる。</u></p> <p>5. <u>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面をもって通知を発する。ただし、第3項の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとする。</u></p>
<p>第4章 役員及び役員会</p> <p>第19条 (役員の選任及び任期)</p> <p>1. ~ 2. (記載省略)</p> <p>3. 役員の任期は、選任後2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p>	<p>第4章 役員及び役員会</p> <p>第19条 (役員の選任及び任期)</p> <p>1. ~ 2. (現行のとおり)</p> <p>3. 役員の任期は、選任後2年とする。ただし、<u>投資主総会の決議によって、法令の定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとする。また、</u>補欠として又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>4. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第25条（役員会規則） 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもの<u>のほか</u>、役員会において定める役員会規則による。</p> <p>第6章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第29条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、<u>主として不動産等の特定資産に投資して運用を行う。</u></p>	<p>第25条（役員会規則） 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるものを<u>除き</u>、役員会において定める役員会規則による。</p> <p>第6章 資産運用の対象及び方針</p> <p>第29条（資産運用の基本方針） 本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、<u>主として不動産等資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行規則」という。）第105条第1号へに規定する不動産等資産をいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。</u></p>
<p>第30条（投資方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、東京都心を中心に、その他首都圏、政令指定都市及び県庁所在地等に立地する<u>主たる用途を事務所（教育施設及び医療施設等を含む。）、居住施設、商業施設又はホテルとする不動産等</u>を主な投資対象とする。 2. ~5. (記載省略) <p>第31条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、第2項に掲げる不動産等及び第3項に掲げる不動産対応証券（以下、不動産等及び不動産対応証券を総称して「不動産関連資産」という。）を<u>主要な投資対象</u>とする。 	<p>第30条（投資方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、東京都心を中心に、その他首都圏、政令指定都市及び県庁所在地等に立地する不動産等で、<u>事務所のほか、居住施設、商業施設又はホテルを主たる用途とするものを主な投資対象</u>とする。 2. ~5. (現行のとおり) <p>第31条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人は、第2項に掲げる不動産等及び第3項に掲げる不動産対応証券（以下、不動産等及び不動産対応証券を総称して「不動産関連資産」という。）を投資対象とする。

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 本規約（第30条第4項を除く。）に規定する不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 不動産</p> <p>(2) 不動産の賃借権</p> <p>(3) 地上権</p> <p>(4) 地役権</p> <p>(5) 不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）</p> <p>(6) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>(8) (記載省略)</p>	<p>2. 本規約（第30条第4項を除く。）に規定する不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 不動産等資産 (削除) (削除)</p> <p>(2) 地役権</p> <p>(3) 前各号に掲げる資産のみを信託する信託の受益権（不動産に付隨する金銭と併せて信託する包括信託を含み、第1号に該当する資産を除く。）</p> <p>(4) 信託財産を主として第1号及び第2号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) (現行のとおり)</p>
<p>3. (記載省略)</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に規定する受益証券（前項第5号、第6号又は第8号に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）</p>	<p>3. (現行のとおり)</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に規定する受益証券（前項第1号、第3号、第4号又は第6号に掲げる資産に該当するものを除く。）をいう。）</p>
<p>4. (記載省略)</p> <p>(1)～(3) (記載省略)</p> <p>(4) 有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に規定するものをいう。ただし、第2項第5号乃至第8号、前項各号、本項第5号及び第8号並びに第5項第1号、第7号及び第8号に掲げる資産に該当するものを除く。）</p>	<p>4. (現行のとおり)</p> <p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) 有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。）以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に規定するものをいう。ただし、第2項第1号、第3号乃至第6号、前項各号、本項第5号及び第8号並びに第5項第1号、第7号及び第8号に掲げる資産に該当するものを除く。）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5)～(8) (記載省略)</p> <p>5. ~ 6. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 資産の評価</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資対象資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下の通りとする。</p> <p>(1) 第31条第2項第1号乃至第4号に定める不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権 (記載省略)</p> <p>(2) 第31条第2項第5号に定める不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権のみを信託する信託の受益権 (記載省略)</p> <p>(3) 第31条第2項第6号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (記載省略)</p> <p>(4) 第31条第2項第7号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 (記載省略)</p> <p>(5) 第31条第2項第8号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (記載省略)</p> <p>(6)～(9) (記載省略)</p>	<p>(5)～(8) (現行のとおり)</p> <p>5. ~ 6. (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 資産の評価</p> <p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資対象資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下の通りとする。</p> <p>(1) 第31条第2項第1号及び第2号に掲げる資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権 (現行のとおり)</p> <p>(2) 第31条第2項第1号及び第3号に掲げる資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権のみを信託する信託の受益権 (現行のとおり)</p> <p>(3) 第31条第2項第4号に定める信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (現行のとおり)</p> <p>(4) 第31条第2項第5号に定める不動産に関する匿名組合出資持分 (現行のとおり)</p> <p>(5) 第31条第2項第6号に定める信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (現行のとおり)</p> <p>(6)～(9) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
(10) その他 前各号に定めがない場合は、投信法、 <u>社団法人投資信託協会</u> （以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。 2. ~ 3. (記載省略)	(10) その他 前各号に定めがない場合は、投信法、 <u>一般社団法人投資信託協会</u> （以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。 2. ~ 3. (現行のとおり)
第10章 業務及び事務の委託	第10章 業務及び事務の委託
第39条（業務及び事務の委託） 1. ~ 2. (記載省略) 3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（ <u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則</u> （平成12年總理府令第129号。その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務をいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し委託する。	第39条（業務及び事務の委託） 1. ~ 2. (現行のとおり) 3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備え置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に係る事務（ <u>投信法施行規則</u> 第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務をいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し委託する。
(新設)	<u>附則</u>
	<u>第41条（本規約変更の効力発生条件）</u> <u>1. 第8条第2項の新設に係る改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。本項は、当該改正の効力発生後にこれを削除するものとする。</u>

現 行 規 約	変 更 案
	<p>2. 第9条に係る改正は、投資主総会の招集手続における公告の省略を認める投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。本項は、当該改正の効力発生後にこれを削除するものとする。</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員高塚義弘は、平成26年9月7日をもって任期満了となるため、あらためて平成26年9月8日付で就任する執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、規約第19条第3項の規定により、選任される平成26年9月6日より2年間となります。

なお、本議案は、平成26年7月25日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	
高塚 義弘 (昭和30年9月21日)	昭和53年4月 昭和60年4月 平成8年12月 平成12年12月 平成19年8月 平成22年7月 平成22年9月 平成23年9月	株式会社東京銀行 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社 チエース証券株式会社 日興シティグループ証券株式会社 クレディ・スイス証券株式会社 アールズ・コンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 本投資法人 執行役員（現任） オクト・アドバイザーズ株式会社 パートナー（現任）

- 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員福永隆明及び寺田昌弘は、平成26年9月7日をもって任期満了となるため、あらためて平成26年9月8日付で就任する監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、規約第19条第3項の規定により、選任される平成26年9月6日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職	
1	ふく　なが　たか　あき 福　永　隆　明 (昭和47年10月29日)	平成10年10月 平成16年10月 平成17年10月 平成21年11月 平成22年9月 平成23年1月 平成26年6月	K P M G 東京事務所 福永公認会計士事務所設立 代表（現任） グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社 代表取締役（現任） みらい株式会社 取締役 本投資法人 監督役員（現任） グリーンオーク・インベストメント・マネジメント株式会社 監査役（現任） 株式会社平山 監査役（現任）
2	てら　だ　まさ　ひろ 寺　田　昌　弘 (昭和43年5月7日)	平成8年4月 平成10年5月 平成12年5月 平成14年8月 平成15年9月 平成16年8月 平成18年1月 平成23年10月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）社内弁護士 モルガン・スタンレー証券会社（現モルガン・スタンレーM U F G 証券株式会社）社内弁護士 デューク大学ロースクール（米国ノースカロライナ州）留学 ニクソン・ピーボディ法律事務所（米国ニューヨーク州）客員弁護士 シティユーワ法律事務所 同事務所 パートナー（現任） 本投資法人 監督役員（現任）

- 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員である村松成一の前回の投資主総会における選任の決議の効力は、規約第19条第4項の規定により被補欠者である執行役員の任期が満了する時までとなっていることから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、平成26年7月25日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
むら 村 まつ 松 せい 成 いち (昭和23年3月23日)	昭和46年9月 ファースト・ナショナル・シティ・バンク 平成5年3月 スイス・ユニオン銀行 平成14年7月 パシフィック・マネジメント株式会社 監査役 平成15年3月 パシフィック・コマーシャル・インベストメント株式会社 監査役 平成20年2月 パシフィック・リアルティ株式会社 監査役 平成21年6月 第一化成株式会社 監査役（現任） 平成23年9月 旧いちご不動産投資法人（本投資法人との合併による解散前のいちご不動産投資法人）執行役員

- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

補欠監督役員である工藤象三の前回の投資主総会における選任の決議の効力は、規約第19条第4項の規定により被補欠者である監督役員の任期が満了する時までとなっていることから、監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらためて補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職	
工藤象三 (昭和23年8月19日)	昭和49年3月 昭和57年5月 昭和61年2月 昭和61年3月 昭和63年7月 平成20年7月	鐘紡株式会社 株式会社谷澤総合鑑定所 不動産鑑定士登録 不動産経営研究所設立 株式会社不動産経営研究所設立（現任） F C レジデンシャル投資法人（現いちご不動産投資法人）監督役員

- 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

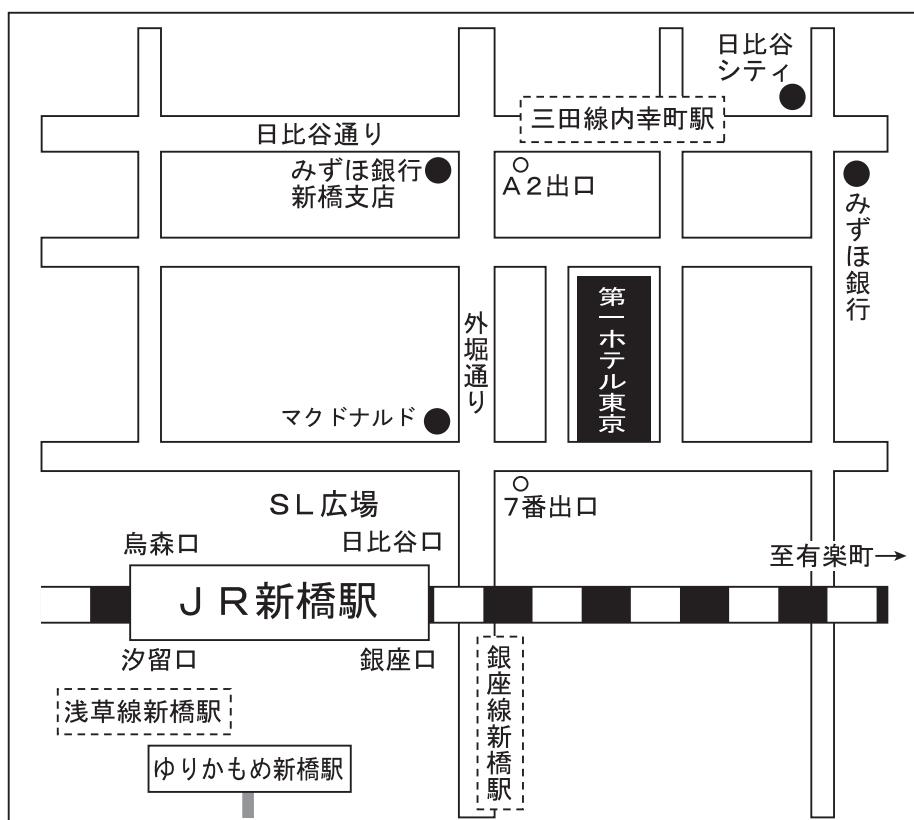
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第15条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

場 所：第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ I
東京都港区新橋一丁目 2番 6号



- JR線・東京メトロ銀座線 新橋駅より徒歩 2分
- 都営地下鉄浅草線 新橋駅より徒歩 4分
- 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩 3分